

大阪市告示第446号

大阪市環境影響評価条例（平成10年大阪市条例第29号）第15条第1項の規定により、環境影響評価準備書及び要約書の提出を受けた旨並びに関係地域を、次のとおり公告し、当該環境影響評価準備書及び要約書の写しを公告の日から1月間縦覧に供する。

また、同条例第17条第1項の規定により、環境影響評価準備書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者は、同条例第15条第1項の公告の日から、同項の縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、市長又は事業者意見書を提出することができる。

令和8年3月31日

大阪市長 横山 英幸

1 環境影響評価準備書及び要約書の概要

(1) 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

ア 名称

大阪市

イ 代表者の氏名

大阪港港湾管理者 代表者 大阪市長 横山 英幸

ウ 主たる事務所の所在地

大阪市北区中之島一丁目3番20号

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

ア 名称

咲洲東地区埋立事業

イ 種類

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第1条第1項に規定する公有水面の埋立て事業（埋立てに係る区域の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。）

ウ 規模

埋立面積：約35ヘクタール

(3) 対象事業の実施を予定している区域

大阪市住之江区南港東四丁目地先

(4) 提出年月日

令和8年3月16日

2 関係地域

大阪市大正区及び住之江区

3 環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧並びに意見書の提出

(1) 縦覧に供する場所

ア 大阪市環境局環境管理部環境管理課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルO's 棟南館5階

イ 大阪市大阪港湾局営業推進室開発調整課

大阪市住之江区南港北二丁目1番10号 ATCビルITM棟10階

ウ 大阪市大正区役所 2階さわやか広場

大阪市大正区千島二丁目7番95号

エ 大阪市住之江区役所 1階エレベータホール前

大阪市住之江区御崎三丁目1番17号

オ 大阪市環境局総務部総務課

大阪市阿倍野区阿倍野筋一丁目5番1号 あべのルシアス13階

(2) 縦覧期間

令和8年3月31日（火）から同年4月30日（木）まで

(3) 縦覧時間

日曜日、土曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時30分まで

(4) インターネットを利用した方法で行う縦覧

大阪市環境局ホームページ

(<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000011010.html>)

(5) 意見書の提出先及び提出方法

ア 大阪市

(ア) 持参、送付又はファクシミリによる場合

大阪市環境局環境管理部環境管理課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

A T CビルO's 棟南館5階

電話 06-6615-7938 ファクシミリ 06-6615-7949

(イ) 大阪市行政オンラインシステムによる場合

<https://lgpos.task-asp.net/cu/271004/ea/residents/portal/home>

イ 事業者（持参、送付及びファクシミリのみ）

大阪港湾局営業推進室開発調整課

〒559-0034 大阪市住之江区南港北二丁目1番10号

A T CビルI T M棟10階

電話 06-6615-7776 ファクシミリ 06-6615-7789

(6) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 対象事業の名称

ウ 環境影響評価準備書についての環境の保全及び創造の見地からの意見

(7) 意見書の提出期限

令和8年5月14日（木）（必着）

（環境局環境管理部環境管理課）